

●香川県告示第429号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成22年10月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第5号
- 2 指 定 年 月 日 平成22年10月8日
- 3 指定道路の位置 観音寺市出作町字大道下991番1、992番1及び同地先水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル、4.48メートル及び4.59メートル  
延長 65.00メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。